

行政視察報告書

令和4年10月4日

視察委員会名	全員協議会政策検討部会		
報告書作成者	副部長 森 美和子		
出席者氏名	部長 今岡 翔平 副部長 森 美和子		
	委員 櫻井 清蔵 前田 耕一 岡本 公秀		
	福沢 美由紀 中島 雅代 草川 卓也		
欠席者氏名	なし		
所管職員氏名	なし	随行職員氏名	議会事務局 渡邊 靖文 大泉 明彦 新山 さおり 西口 幸伸

視察日	視察先	視察目的
7月27日	神奈川県川崎市（オンラインによる視察）	川崎市子どもの権利に関する条例の制定過程等について
8月8日	岩手県奥州市（オンラインによる視察）	奥州市子どもの権利に関する条例の制定過程等について
8月8日	香川県丸亀市（オンラインによる視察）	丸亀市子ども条例の制定過程等について

1 川崎市

(1) 検討内容、策定手順等

平成10年6月に条例の検討を開始し、平成12年12月議会で条例を可決し、平成13年4月から施行している。令和3年4月に施行20周年を迎えている。市民とともに条例を制定するプロセスを重視している。権利の内容をどういうものか深く理解し、かみ砕いていく作業を行った。これは基礎自治体にしかできない作業である。実際の作業では、2年間で200回以上の会議や市民集会等を開催した。学識経験者、地域団体、学校関係者、子ども、公募市民などを含む会議体を複数組織した。子どもたちの意見を含む答申を条例に落とし込む作業が最も苦労したところである。庁内では教育委員会事務局が策定の事務局を担い、条例制定に向けて関係部局の調整を実施した。

次に、条例の特徴としては、子どもの権利条約の理念に基づくものであり、条例の前文において子どもや子どもの権利の考え方を共有するものとしている。また、虐待、育成、教育等を個別に対応することを目的としたものではなく、子どもの権利保障を総合的に対応する条例構成である。子ども会議や子ども夢パークなど権利保障のための仕組みづくりも含んでいる。

子どもに関する施策推進のため、行動計画を策定し、また検証の仕組みとして子どもの権利委員会を設置している。

(2) 制定の効果・制定後の動き

11月20日を「かわさき子どもの権利の日」とし、学校の地域開放や権利学習の取組を実施している。

市内小・中・高等学校に条例を理解するパンフレット等を配布している。

条例策定途中の子どもたちの意見に基づき、安心していられる子どもの居場所づくりとして、川崎市子ども夢パークを開設した。

子どもの参加として、月2回十数人の子どもで構成する子ども会議を設置し、毎年市長へ報告や提言をしている。

子どもの相談、権利救済として、オンブズパーソン条例を制定し、子どもの権利と男女平等にかかわる人権侵害について相談、救済の申し立てを受けている。

(3) 今後の課題

条例の認知について、子どもだけでなく、大人に対して条例の内容をどう周知していくべきかが課題である。また、子どもたちは権利を知っているが、私生活の中で権利を活用できているかは難しい状況ではないかと感じている。

(4) 所感

大人が子どもの意見を認めるのは現実的に難しい部分もあると思うが、会議体に関わる大人がどういう姿勢や考え方で議論に臨んでいたのかは気になる部分である。

制定に当たり、特に子どもの参画を積極的に推進していたのが印象的である。条例を作るだけでなく、その後の検証や仕組みの維持についても参考となった。本市でも子どもの権利について学習する機会を設け、発表してもらい、子どもたちにこうであったらいいなど考えてもらえる場ができたらいと感じた。

既にいろいろな場で子どもの声を聴く仕組みができており、条例づくりで初めて構築されたものではなかった。条例を制定する過程において子どもの権利を守ることを実現していくことが素晴らしいと感じた。川崎市は子どもの権利という視点を全ての事業に取り入れる仕組みを作っている。子どもの権利を保障する本気度、市民のために仕事をする本気度が伝わってくる。

現実問題として、子どもたち一人一人の権利の保障に格差が生じている。その格差を解消することが重要であり条例の目的でもあると思う。また、条例ではあまり詳細な記述は必要ないと感じた。

2 奥州市

(1) 検討内容、策定手順等

奥州市子どもの権利に関する条例は、議員発議による条例制定であり、市政調査会の中に子育て研究部会を立ち上げ検討を進めたものである。同研究部会で、条例に盛り込む事項の検討、市部局との意見交換等を重ね平成23年12月に議決し、平成24年4月から施行された。

制定の背景としては、児童の権利に関する条約の批准、児童虐待、いじめ問題など子どもを取り巻く環境、子育て環境ナンバーワンプランの策定があり、条例の制定はこれらを受けて社会全体で子どもたちを支援する体制づくりの実現に向けたものである。

制定のねらいは、子どもに関する様々な計画を確実に実行するためには、根拠、理念としての条例が必要であり、この条例を市民の共通の認識として、支援体制づくりを進めることである。条例には「子どもに託す大人の思い」と「子ども自身の思い」が込められている。

条例の目的は、まち全体で子どもの権利を保障することであり、最終的に第1条に掲げる目的の実現である。

制定における留意点として、「子どもの実情を踏まえること」、「市民に興味を持たれる内容とすること」、「制定後も継続的に見直す仕組みとすること」があげられる。

市民の声を取り入れる取組として、市民懇談会を14回、子どもとの意見交換を2回開催し、またアンケートや市民フォーラムも行い、条例素案に反映した。

条例の構成は、前文、第1章総則、第2章一人の人間として持っている子どもの権利、第3章子どもの権利を保障する責務、第4章子どもに関する基本的な市の取組、第5章子どもの権利推進委員会、第6章委任となっている。

(2) 制定の効果・制定後の動き

効果としては、「施策を実現する根拠をつくる」、「施策の継続性を確保する」、「地域と方向性を共有する」、「市民と考える機会を持つ」の4つがあると考えられる。

制定後は、子どもの権利に関する推進計画、子ども子育て支援事業計画を策定している。また、子どもの権利を周知するパンフレットを作成した。

(3) 今後の課題

関連する計画・組織の整合を取るのが難しい。子ども・子育て会議、子どもの権利推進委員会、要保護児童地域対策協議会など複数の組織が存在し、子ども子育て支援事業計画、子どもの権利に関する推進計画など関連する計画も複数存在する。

施策実施に係る組織の連携強化が必要であり、健康こども部を設置したが、国のこども家庭庁の新設を受けて、今後組織を見直す必要性を検討している。

(4) 所感

子どもの権利条約に示された4つの権利に加え、5つ目として「適切な支援を受ける権利」が定められている。子どもの権利を守ろうとする本気度を感じた。

制定に当たっては、時間をかけて学習や視察に加え、子どもたち、市民と何度も懇談している。何よりも議会を一つにすることに尽力し、市長や教育長の取組を強固なものとしていると感じた。

また、有志議員が中心となり、市民へのアンケートや意見交換会等を数多く開催し、市民の意見を直接取り入れた条例となっている。この意見交換会等は、議員活動や議会活動について市民に知ってもらう機会としても大変有意義であると感じた。

相当な時間と労力が必要であったと推察されるが、制定当時から関わってこられた議員の説明に強い熱意を感じた。また、執行部が計画に子ども条例の制定を掲げながら制定できなかったところは、本市も様々な条例や計画で子どもの権利が担保されているとの理由で条例を制定していないが、その点は同様の考え方であると感じた。

子どもの家庭内での実情は伺うことは難しいが、子どもの権利保護に対する

奥州市の熱意を感じることができた。

3 丸亀市

(1) 検討内容、策定手順等

条例は、第1条目的、第2条定義（子ども、学校等）、第3条子どもの育成に関する基本理念、第5条から第9条まで大人（家庭、学校等、地域、事業者、市）の役割、第10条相談体制、第11条推進計画（子ども未来計画）、第12条推進会議（子ども・子育て会議）で構成している。

平成31年4月の教育民生委員会の改選時に子ども条例制定に向けて所管事務調査を行うことを決定する。その後、2週間に1度程度の会議を行い、7月に東京都世田谷区の行政視察を実施した。8月に素案をもとに議論を開始し、子どもの定義や大人の役割を検討、またPTA 連合会保護者との意見交換会の実施等を経て、委員会提出議案として提案して令和2年3月定例会で可決した。

委員会での考え方は子どもの権利を擁護するばかりでなく、子どもに責任や責務、社会の中で子どもを育てる、子どもにもその自覚を持ってもらいたいとのことであったので、条例には細かく明記せずに「子どもは個人として大切にされることを求めることができる」と規定した。また、まちづくりに参加すること、他者を大切にすることは子どもの権利であり、子どもたちにそうあって欲しいという大人の願いであることを示している。

(2) 制定の効果・制定後の動き

小学生、中学生、外国人向けにそれぞれのパンフレットを作成し、周知に努めている。

条例は理念を示すものであり、具体的な取組を始めるものではないが、今年度の子ども議会では、子ども条例に定められた3つの理念に基づいた取組を小中学校の代表者が発表し、地域に対する関心を高め、自治意識の基礎を作る活動をしている。

(3) 今後の課題

子どもの権利が侵害される事案はあとを絶たず、継続して啓発活動に取り組む必要がある。理念条例であるため、特別な義務を課したり、罰則を設けたりするものではなく、市民の十分な理解を得ること、それぞれの役割を担うことについての意識を醸成していかなければならないと感じている。

(4) 所感

まず理念条例として制定し、その後に積み上げていくというものであり、スピ

ード感がある。

短期間で条例を仕上げているとの印象を受けた。理念条例は子どもたちから見ると、権利がどういうものか理解するには分かりづらいと思う。この条例が効果を発揮するには周囲の大人の理解にかかっていると感じる。

条例の制定過程で、市民への周知や、執行部との調整、考え方の共有が十分になされないと効果が発揮できない、整合性がとれない可能性がある。

また、推進計画や推進会議の設定は、既存の計画を含むものとなっており、子どもに関する既存の計画との整合性をとることは本市でも丁寧な議論が必要であると感じた。

外国語のパンフレットも何種類か用意されており、本市としても参考とした。令和3年3月に開館した市民交流活動センター「マルタス」は市民活動だけでなく子どもたちの居場所にもなり、子どもたちが参加、意見表明できる場の可能性を持っている。条例だけでなく、このような場についても考えることは有用であると感じた。

オンライン行政視察

1 神奈川県川崎市



2 岩手県奥州市



3 香川県丸亀市

